

(表)愛知労働局の状況 精神事案

| 年 度  | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 請求件数 | 157 | 176 | 259 | 257 | 301 |
| 認定件数 | 34  | 35  | 62  | 65  | 89  |

(件)

令和8年7月15日に「令和7年度過労死等事案の労災補償状況（精神障害事案）」

1、過労死等事案の労災補償状況（精神障害事案）



「過労死等」が発表されました。

2、精神障害の認定基準  
精神障害は外部からのストレス（仕事によるストレスや私生活でのストレス）とそのストレスへの個人の対応力の強さとの関係で発病に至ると考えられています。



「業務による心理的負荷」

## 令和7年度「過労死等の労災補償状況」を公表します

全国的に過労死等事案の請求件数が増加しています。特に精神事案の請求件数については急増している状況です。精神事案の請求件数の全国計は、4958件で前年度比1178件の増加となりました。

9月に改正され、出来事評価表の見直しなどがされました。

評価表」に照らして、出来事「弱」「中」「強」で判断し、出来事前後の時間外労働時間数を含めて総合的に評価を行っています。

3、過労死を防ぐ  
①長時間労働を発生させない  
②健康異常を早期発見  
③業務の適正配分・人員配置  
従業員の過重労働の防止などの観点から労働時間の把握や健康診断結果を管理することは当然のことで、各事業場の人事・労務管理担当の方々は自社の管理体制の点検とさらなる改善をお願いします。

イラスト・木村武司

既往歴やアルコール依存状況などを確認しています。  
\* 認定基準の詳細は下記QRコードより「精神障害の労災認定」のパンフレットをご参照ください。  
個別事案は、請求前に監督へお問い合わせください。



厚生労働省ホームページ  
「精神障害の労災認定」パンフレット